

入 札 説 明 書

次の契約に係る入札については、本件契約に係る入札の公告（以下「入札公告」という。）及び関係法令等に定めるもののほか、本入札説明書の定めによるものとする。

1 入札公告の日

令和7年4月30日

2 入札に付する事項

- (1) 件名 加納浄水場低濃度PCB廃棄物運搬処分業務委託・和歌川終末処理場低濃度PCB廃棄物運搬処分業務委託・下水道管理課低濃度PCB廃棄物運搬処分業務委託
- (2) 委託番号 36・37・38
- (3) 概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 入札公告1の(4)のとおり
- (5) 入札参加形態 入札公告1の(5)のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告2のとおり

4 担当部局

- (1) 本件契約に係る入札について

和歌山市七番丁23番地

和歌山市企業局経営管理部契約課調達班

電話番号 073-435-1126

FAX番号 073-432-0040

メールアドレス keiyaku@city.wakayama.lg.jp

- (2) 本件契約に係る仕様書について

ア 加納浄水場低濃度PCB廃棄物運搬処分業務委託

和歌山市松島408番地1

和歌山市企業局水道工務部上・工業用水道管理課

電話番号 073-472-3913

FAX番号 073-474-3429

メールアドレス suidokanri@city.wakayama.lg.jp

イ 和歌川終末処理場低濃度PCB廃棄物運搬処分業務委託

和歌山市塩屋5丁目3番41号

和歌山市企業局下水道部終末処理場管理課（和歌川終末処理場）

電話番号 073-444-2463

FAX番号 073-445-8474

メールアドレス wakagawashumatsu@city.wakayama.lg.jp

ウ 下水道管理課低濃度PCB廃棄物運搬処分業務委託

和歌山市七番丁23番地

和歌山市企業局下水道部下水道管理課

電話番号 073-435-1096

FAX番号 073-435-1395

メールアドレス gesuikanri@city.wakayama.lg.jp

5 競争入札参加資格確認申請等

本件契約に係る入札に参加を希望する者は、入札公告2に掲げる入札参加資格を有することの確認（以下「資格確認」という。）を受けるため、次のとおり競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）を提出すること。

なお、入札公告3の（3）に掲げる提出期間に申請書及び確認資料を提出しない者並びに資格確認により入札参加資格を有しないと認めた者は、本件契約に係る入札に参加することができない。

（1）申請書様式等の入手方法

和歌山市企業局ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市企業局ホームページ

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/suido/>（物品調達・業務委託の画面）

（2）申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

入札公告3の（3）のとおりにする。

（3）申請書及び確認資料に関する問い合わせ先

上記4の（1）に同じ。

（4）申請書の記載方法

和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている本店（主たる営業所）における商号又は名称等を申請書に記載すること。ただし、代表者から和歌山市企業局との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する支店等が資格者名簿に登録されている場合は、当該支店等における商号又は名称等を申請書に記載すること。

（5）確認資料の作成方法

確認資料は、次のとおり作成し、申請書に添付すること。

ア 和歌山市に対し納付すべき市税に未納がないことを証する書類

和歌山市に対し納付すべき市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。ただし、資格者名簿に登録された後において、指定された期間以降に当該証明書を提出している場合は、当該証明書を提出する必要はない。

イ 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。ただし、資格者名簿に登録された後において、指定された期間以降に当該証明書を提出している場合は、当該証明書を提出する必要はない。

ウ 入札公告2の（8）に掲げる認定を受けていることを証する書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の4第1項に規定する無害化処理について認定を受けていることを証する書類を提出すること。ただし、施設において処理する産業廃棄物の種類がポリ塩化ビフェニルを含み、収集運搬が「有」である者とし、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において有効なものに限る。

（6）競争入札参加資格確認通知

資格確認は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して3日（休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に競争入札参加資格確認通知書により通知する。

（7）入札参加資格を有しない場合の理由の説明

資格確認により入札参加資格を有しないと認めた者は、入札参加資格を有しないと認めた理由について、次のとおり文書により説明を求めることができる。

ア 提出期限

上記5の（6）の競争入札参加資格確認通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を含む。）後の日の午後5時まで

ただし、提出期限の日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日の同時刻までとする。

イ 提出場所

上記4の（1）に同じ。

ウ 提出方法

持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限り。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

（8）入札参加資格の喪失

資格確認により入札参加資格を有すると認めた者が次のいずれかに該当するときは、本件契約に係る入札参加資格は喪失する。

ア 入札公告2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をしたとき。

（9）その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び確認資料は、競争入札参加資格の確認以外には提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ 申請書及び確認資料の提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

オ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をしたときは、和歌山市企業局物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。

6 仕様書等に関する質問方法等

（1）質問方法

別途添付、「質問・回答について」のとおり

（2）問い合わせ先

上記4の（2）に同じ。

7 入札（現場）説明会

入札公告3の（5）のとおり

8 入札（開札）等

（1）担当部局

上記4の（1）に同じ。

（2）入札（開札）の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札公告3の（6）のとおり

（3）入札書の到着期限

入札公告3の（7）のとおり

（4）入札（開札）における注意事項

ア 入札条件及び郵便入札における説明及び注意事項を遵守すること。

イ 郵便入札における具体的な説明及び注意事項は、和歌山市企業局ホームページに掲載しているので、確認すること。

（5）金額の記載方法

入札は総額で行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格と

するので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じて得た額を入札書に記載すること。

9 その他

(1) 前払い制度

入札公告４の（１）のとおり

(2) 部分払い制度

入札公告４の（２）のとおり

(3) 入札保証金

入札公告４の（３）のとおり

(4) 契約保証金

入札公告４の（４）のとおり

(5) 最低制限価格の設定

入札公告４の（５）のとおり

(6) 契約書作成の要否

入札公告４の（６）のとおり

(7) 入札の無効

入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(8) 手続における交渉の有無

無し

(9) その他

ア 本件契約に係る入札は、「加納浄水場低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務委託」、「和歌川終末処理場低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務委託」及び「下水道管理課低濃度ＰＣＢ廃棄物運搬処分業務委託」の合併入札とするため、入札書における入札金額については、対象となる業務の合計金額を記載すること。

イ 契約書については、対象となる業務ごとに作成するものとする。なお、契約金額については、合併入札の入札金額を対象となる業務の設計金額に応じて按分した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。